

第十條ノ二 前二項の規定により留置したる場合に於ては連に被告人の法定代理人、補佐人、直系尊屬、直系卑屬配偶者及被告人の屬する家の戸主被告人の指定する者に其の旨を通知す可し

第十四條 第九條又は第十條の規定に依り留置せられたる者の接見又は書類其他の授受に付ては刑事訴訟法第百十一條及び第百十二條一項の規定を準用す但し接見は之を禁ずることを得ず

これ等については少々説明して置く。

(一)従来も違警罪即決でやられた場合、正式裁判を請求することは出来た。然し、この請求は本人の意思によるものであるから本人以外の者が獨立に請求出来なかつた。然るに拘留されてゐる場合は、事實上、正式裁判を請求しようにも、外部との連絡が、断たれてゐて、手も足も出なかつた。然るに改正法令によれば被告人の意志を離れて獨立して正式裁判を請求出来る者が被告人の辯護士後見人妻或は夫と範圍が擴大されたので、従来やうに、無實の罪に流転入りさせられることは非常に少なくなるわけだ。

(二)従来では、假令即決令で拘留されたにしても、警察の方では、外部の誰にも通知しなかつた。それ故外部では時には捜索願を出したりして大騒ぎをしなければならぬ場合があつた。また、かく外部との連絡が一切断たれてゐるから、警察の方でも時には無理な拘留をやつて人權蹂躪の非難を受けた。然し改正された法令によると警察では必らず條文通りに外部の被告人の辯護士、後見人、父母、妻或は夫等に通知することになつたから、以上の弊は一掃されることになる。

(三)次に、従来は拘留された者は外部の人と面會も手紙の往復も出来ないし、また差入れも許されなかつたが、新法令によれば、之れが出来ることになつた。殊に面會及び食物の差入れは之を如何なる場合でも禁止することが出来ない。

以上が、改正の要點である。違警罪即決令は、労働組合運動、殊に労働争議には非常に關係があり、労働運動に無理解な警察署長などは好んで之を悪用して、悪氣流を醸してゐた。然し、この改正は舊態を相當に改め、可成り公明正大となつたので、今後は警察官も人權蹂躪の非難から免かれるであらう。

修養園併置に関する件

各加盟組合は、夫々事情に應じたる戦術を以て之を糺彈して来たが、最近、漸時凋落の傾向が認めらるゝことは注目し得る。殊に、同一立場に在つた「希望社」の醜狀暴露されて以來、斯る所謂教化團體に對する大衆の信頼は、急速に失

はれるであらう。然し乍ら、支那階級の要求に基礎を有し、この援助と支持を受けて居るのであるから、今後も不斷の闘争を必要とする。昭和六年五月末に於ける修養園の現勢左の如し。

正會員十六萬九千七百六名、支部數七百、聯合會數五十五、殆んど全國に亘る。

解雇手當共同管理要求に関する件

未だ實現を見たる例なし。今後の努力を要す。

紡績操短反對闘争に関する件

(イ)天日本紡績聯合會は、本年六月迄三割八厘の高率操短を繼續したのであるが、七月より九月迄は五分八厘の操短緩和を行つた。これ支那絲の流入と、紡績業自體の好轉に基く。

(ロ)本年上期に於ける紡績業は、昨年下半年に比し、利益の増加を見た。即ち、昨年下半年には總社數六十社中、無配當四十六社、缺損廿一社で、總計三百六十二萬九千圓の缺損を現したものが、本年上期に於ては、無配當三十一社、缺損五社に止り、總計二千一百七十九萬三千圓の利益を計上した。配當率に於ても、昨年下半年は平均七分六厘なりしもの本年上期は八分四厘となり、中には二割前後の配當を行ひたるものも少しとしない。

(ハ)右の如き紡績業の好轉は、労働者の犠牲に依るものである。操短、産業合理化に基くおびたゞしき解雇は左の數字に於て明瞭に看取出来る。即ち、昭和四年十二月現在十六萬七千人なりし紡績工は昭和六年一月現在十一萬七千名に減少し、同、四萬四千名の職布工は二萬九千名となり、一ヶ年間に合計約六萬五千名の減少を見たのである。労働者の實收人は、昨年一月より八月迄に二割の引下が行はれたが、更に本年八月迄の一ヶ年間に一割餘の引下が行はれた。

(ニ)以上の狀勢に於て、吾人は、紡績労働組合と協力して極力、労働者生活の防衛の爲に闘ひ、組合の組織の有するところの野を行くが如く、資本の搾取をほしひまにせしめたことは、労働階級の無力を語るものとして遺憾に堪へぬところである。

(ホ)工場法中第四條の除外例の削除要求に就いては、直ちに内務省に對して、決議書を提出したのであるが、これに對する政府の回答左の如し。